

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

2月24日、ロシアがウクライナに侵攻し、軍事攻撃に踏み切った。国際法にも人道にも反する暴挙である。主権と領土の尊重及び紛争の平和的解決の原則をうたった国連憲章の精神を踏みにじり、第2次世界大戦後の世界秩序を破壊する行為であり、主権国家に対する明白な侵略行為である。既にウクライナの国土は破壊され、罪のない多くの国民が死傷し、家族が離散する事態になっている。

ロシア軍は原子力施設への攻撃を行い、プーチン大統領は核兵器の使用をもほめかしている。こうした手段を選ばない軍事行動は、世界を取り返しのつかない惨状に陥れる危険なものである。断じて許すことはできない。

本市議会はロシアによるこの暴挙に断固として抗議し、即時の攻撃停止と無条件の撤退を求める。国際社会は結束して、ロシアに対し断固たる対応をしなければならぬ。日本政府においては、在留日本人の安全確保に全力を尽くしながら、国際社会と連携し、制裁措置をはじめとする毅然とした対応を取り、ウクライナの平和を取り戻すことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日